

第百五十号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第五条」を「第八条」に改め、「の縦覧及び閲覧に代えて当該書面等」を削り、「の縦覧及び閲覧を」を「により」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。